有機藻類についての小分け業者等の認証の技術的基準

1　適用範囲

この基準は，登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う有機藻類についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。

2　引用規格

次に掲げる引用規格は，この基準に引用されることによって，その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は，その最新版を適用する。

JAS 0018　有機藻類

3　用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は，**JAS 0018** による。

4　小分けし，及び格付の表示を付するための施設

4.1　小分けのための施設

小分けのための施設が，**JAS 0018** の **5.9** の基準に従い小分けを行うのに支障のない広さ，明るさ及び構造であり，適切に清掃されていなければならない。

4.2　格付の表示のための施設

格付の表示の管理のための施設でなければならない。

5　小分けの実施方法

5.1　小分け責任者の職務

5.3 b)に規定する小分け責任者に，次の職務を行わせなければならない。

a)　小分けに関する計画の立案及び推進

b)　小分け工程に生じた異常等に関する処置又は指導

5.2　内部規程

5.2.1　内部規程の整備

次の事項について，内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

a) 有機藻類の受入れ及び保管に関する事項
b) 小分け前の有機藻類の格付の表示の確認に関する事項
c) 小分けの方法に関する事項
d) 小分けに使用する機械及び器具に関する事項
e) 小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
f) 苦情処理に関する事項
g) 小分けの実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

5.2.2 内部規程に従った業務の実施

内部規程に従い小分けに関する業務を適切に行わなければならない。

5.2.3 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い，かつ，従業員に十分周知しなければならない。

5.3 小分けを担当する者の資格及び人数

小分け担当者及び小分け責任者については，次の事項を満たさなければならない。

a) **小分け担当者** 小分け担当者として，有機藻類の小分けに関する知識を有する者が 1 人以上置かれていなければならない。
b) **小分け責任者** 小分け担当者の中から，認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において小分けに関する課程を修了している者が，小分け責任者として 1 人選任されていなければならない。

6 格付の表示を付する組織及び実施方法

6.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が，営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

6.2 格付表示規程の整備

次の事項について，格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

a) 格付の表示に関する事項
b) 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
c) 出荷後に **JAS 0018** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
d) 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
e) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

6.3 格付の表示の実施方法

格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され，又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。

6.4 表示

JAS 0018 の箇条 **6** に従って表示が適切に行われることが確実と認められなければならない。

6.5　格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として，講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が 1 人以上置かれていなければならない。

制定等の履歴

制　　定　令和３年12月７日農林水産省告示第2082号

最終改正　令和８年10月22日農林水産省告示第1605号

制定文、改正文、附則等（抄）

○　令和８年10月22日農林水産省告示第1605号

令和８年11月21日から施行する。